

主 文
被告人を懲役5年に処する。
未決勾留日数中400日を刑に算入する。
理 由

(犯罪事実)

被告人は、A1と共謀の上、

第1 被告人が医師の免許を受けていないのに、別紙一覧表(省略)記載のとおり、平成12年1月27日ころから同月31日ころまでの間、前後18回にわたり、札幌市a区b条c丁目d番e号B1ホテル1140号室において、C1ほか17名に対し、スリットランプ様機器による検査に基づく診断等を行い、もって医師でないのに医業をなした。

第2 D1らがE1神社札幌講社長で霊能力を有すると称する前記A1を信奉していることに乗じて投薬代金名下に金員を詐取しようと企て、真実は、被告人の提唱する眼球虹彩診断によっては被診断者の病状等を的確に診断できないにもかかわらず、あたかも眼球虹彩診断によって被診断者の病状等を的確に診断でき、上記診断に基づき被告人が投与するいわゆるホメオパシー薬を服用すれば病気の治療及び予防に著しい効果があるように装い、

- 1 同年1月29日ころ、前記B1ホテル1140号室において、被告人が、D1に対し、その実子であるF1及G1の両眼をいずれも前記スリットランプ様機器で診た上、同機器に接続されたカラーテレビジョン機に映った眼球の虹彩部分を指し示しながら、前記F1に関して「息子さんの目のギザギザを見ると、神経的なものだ。変形カケードリングがある。薬を3か月飲みなさい。それで様子を見てみましょう。」などと、前記G1に関して「目にギザギザがある。変形カケードリングがある。薬を3か月飲んで様子を見てみましょう。効果がないなら違う方法を考えてみましょう。」などと虚偽の事実を申し向け、D1をして、被告人が前記F1及びG1の病状等を的確に診断しており、その治療のためには同診断に基づく投薬を受ける必要がある旨誤信させ、よって、同年2月15日、D1をして、H1信用金庫I1支店からJ1銀行K1支店に開設した前記A1名義の普通預金口座に、前記F1及びG1の投薬代金として現金139万8000円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。
- 2 同年1月29日ころ、前記B1ホテル1140号室において、被告人が、L1に対し、前記スリットランプ様機器でその両眼を診た上、同機器に接続されたビデオコピー機で印刷した眼球の虹彩部分を指し示しながら、「黒い斑点がある。あなたは肺がんになります。薬を半年続けて下さい。それで兆候が出なかったら1年続けて下さい。薬は何にでも効く。」などと虚偽の事実を申し向け、L1をして、被告人がL1の病状等を的確に診断しており、その治療のためには同診断に基づく投薬を受ける必要がある旨誤信させ、よって、同年2月1日から同年4月14日までの間、前後3回にわたり、L1をして、M1銀行N1支店ほか1か所から前記A1名義の普通預金口座に、投薬代金として現金合計75万円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。
- 3 同年1月30日ころ、前記B1ホテル1140号室において、被告人が、O1及びその妻P1に対し、P1の両眼を前記スリットランプ様機器で診た上、同機器に接続されたビデオコピー機で印刷した眼球の虹彩部分を指し示しながら、「ああ、これは死んでいる。すぐにこの薬を飲みなさい。薬を飲まなきゃ駄目だ。この薬を飲めば治る。」「テグネトールは大変な薬だ。廃人になる。この薬は非常に薄い薬で副作用はないから、安心していい。」などと虚偽の事実を申し向け、P1にアンプル様液体を投与し、前記O1らをして、被告人が前記P1の病状等を的確に診断しており、その治療のためには同診断に基づく投薬を受ける必要がある旨誤信させ、よって、同年2月10日、前記O1をして、Q1銀行R1支店から前記A1名義の普通預金口座に、前記P1の投薬代金として現金154万8000円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。
- 4 同年1月30日ころ、前記B1ホテル1140号室において、被告人が、S1に対し、前記スリットランプ様機器でその両眼を診た上、同機器に接続されたカラーテレビジョン機に映った眼球の虹彩部分を指し示しながら、「目がぼやけているから、脳梗塞や脳溢血になる可能性がある。腎臓が悪くなる可能性がある。6か月くらい薬を飲んで様子を見ましょう。」などと虚偽の事実を申し向け、S1をして、被告人がS1の病状等を的確に診断しており、その治療のためには同診断に基づく投薬を受ける必要がある旨誤診させ、よって、同年2月1日ころ、札幌市f区g丁目h番i号T1ビル4階E1神社札幌講社において、前記A1が前記S1から投薬代金として現金約24

- 万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。
- 5 同年1月30日ころ、前記B1ホテル1140号室において、被告人が、U1に対し、前記スリットランプ様機器でその両眼を診た上、同機器に接続されたビデオコピー機で印刷した眼球の虹彩部分を指し示しながら、「小脳に症状がある。糖尿は発症していないが根がある。コレステロールには問題がない。それは血液中のコレステロールとは関係ないから。肝臓と婦人科系に症状がある。肝臓が悪いと婦人科系にも症状が出る。」「一番つらいのはめまいですね。」「がんがあれば教えますよ。」「4種類の薬を飲んでみましょうか。6か月間、錠剤とアンプルを飲んでみましょう。」などと虚偽の事実を申し向け、U1をして、被告人がU1の病状等を的確に診断しており、その治療のためには同診断に基づく投薬を受ける必要がある旨誤信させ、よって、同年2月7日及び同年3月3日の前後2回にわたり、U1をして、Q1銀行V1支店から前記A1名義の普通預金口座に、投薬代金として現金合計56万1000円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。
 - 6 同年1月30日ころ、前記B1ホテル1140号室において、被告人が、W1に対し、前記スリットランプ様機器でその両眼を診るなどしながら、「斑点がある。卒中系がある。将来、脳卒中系の病気になる可能性が高い。詳しい診断結果については、後日、書類を郵送して知らせます。薬の処方箋も出しておきます。」などと虚偽の事実を申し向け、その後、「幽門、胆ノウ、十二指腸に至る機能の低下、腎臓機能低下、尿道、ボウコウに障害、血管壁コレステロール堆積、前頭洞、こめかみ、前頭にかけて卒中性の危険あり」などと記載されたW1の眼球虹彩写真を郵送し、W1をして、被告人がW1の病状等を的確に診断しており、その治療のためには同診断に基づく投薬を受ける必要がある旨誤信させ、よって、同年3月23日及び同年5月2日の前後2回にわたり、W1をして、M1銀行X1支店等から前記A1名義の普通預金口座に、投薬代金として現金合計28万6000円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。
 - 7 同年1月30日ころ、前記B1ホテル1140号室において、被告人が、Y1、その妻Z1及びその娘A2の両眼をいずれも前記スリットランプ様機器で診た上、同機器に接続されたカラーテレビジョン機に映った眼球の虹彩部分やビデオコピー機で印刷された同部分を指し示しながら、前記Y1に対し、「ここが切れている。ここが赤い。糖尿の血糖値が高い。肝臓機能が低下している。後日、薬を発送する。薬を飲み続ければ、必ず良い方向になる。」などと、前記Z1に対し、「脳梗塞になって寝たつきりになるかも。私が処方する薬を飲めば予防できる。」などと、前記A2に対し、「胃のむかつきはしないですか。胃に腫瘍マークがある。あなたは、胃が悪いようですね。いずれががんになる。病院に行った方がいいですよ。でも病院に行って胃カメラ飲んで見つけづらい部分にあるから無駄ですよ。私が処方する薬を飲み続ければ必ず病気が治る。」などと虚偽の事実を申し向け、前記Y1らをして、被告人が前記Y1らの病状等を的確に診断しており、その治療のためには同診断に基づく投薬を受ける必要がある旨誤信させ、よって、同年2月1日ころから同年4月18日までの間、前後4回にわたり、前記E1神社札幌講社において前記Z1らから前記A1に手交、または、M1銀行X1支店から前記A1名義の普通預金口座に振込入金させる方法で、前記Y1らの投薬代金として現金合計約198万6000円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。
 - 8 同年1月31日ころ、前記B1ホテル1140号室において、被告人が、B2に対し、前記スリットランプ様機器でその両眼を診た上、同機器に接続されたビデオコピー機で印刷した眼球の虹彩部分を指し示しながら、「ああやっぱり甲状腺が悪いねえ。肝機能も良くないねえ。婦人科系の病気もあるねえ。ホルモン剤は飲まない方がいいね。この薬を飲めば体調が良くなるよ。すぐには治らないけど、数か月この薬を飲めば治ります。」などと虚偽の事実を申し向け、B2をして、被告人がB2の病状等を的確に診断しており、その治療のためには同診断に基づく投薬を受ける必要がある旨誤信させ、よって、同年4月1日ころ、B2をして、E1神社札幌講社において、前記A1が前記B2から投薬代金として現金約55万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

(証拠の標目)(省略)

(事実認定の補足説明)

- 第1 弁護人は、判示第1の医師法違反の事実について、被告人の行為は、医師法17条にいう医業の内容となる医行為に該当しないから無罪であると主張し、判示第2の各詐欺の事実について、眼球虹彩診断及びホメオパシー薬には有用性があり、被告人はこれらの有効性を信じていたから、被告人には詐欺の故意がなく、また、

A1と共謀した事実もないから、無罪であると主張するので、以下、検討する。

第2 被告人が被診断者に告知した内容等

1 被告人は、本件眼球虹彩診断を行った際、被診断者に対して告知した内容の一部について争っているが、被診断者らは、当公判廷において、被告人から告知された内容について、判示第2の1ないし8の各犯罪事実記載の文言及び下記(1)ないし(7)のとおり供述した。

(1) C1

被告人は、テレビ画面に映った虹彩の写真を指し示しながら、「ずいぶんよくなっているね。今度は錠剤を飲んでみましょうか。」と告げた。

(2) D1

被告人は、テレビ画面に映った虹彩の写真を見て、「心臓の真ん中がやられている。」と告げた。

(3) C2

被告人は、レンズを通して目を見た後、「ちょっと言いにくいことなんだけれども、胃のちょっと奥の方に胃がんが見られる。子宮に子宮がんがある。心臓が弱まっている。ホメオパシー薬を飲めば治るから。」と告げた。

(4) D2

被告人は、虹彩の写真を撮影した後、テレビ画面に映った虹彩の写真を指し示しながら、「あなたの白内障の手術は失敗でしたね。このままにしておくと失明します。」と告げ、虹彩の写真の白い斜線のような部分を指し示しながら「これがあると失明します。」と説明し、「薬を調べますので、後でお知らせします。」と告げた。

(5) E2

被告人は、プリントアウトした虹彩の拡大写真を指し示しながら、「子宮がんと乳がんと甲状腺の病気がある。今ここではっきりとは分からないから、アメリカに持ち帰ってさらに写真を拡大し、後日連絡する。」と告げた。

(6) F2

被告人は、虹彩の写真を見て、「子宮がんだ。病院へ行ったら、二度と出て来られない。薬を調べて鑑定書と一緒に送ります。」と告げた。

(7) G2

被告人は、虹彩の写真を見て、「妊娠していますね。後で診断書と一緒に薬を送ります。」と告げた。

2 弁護人は、上記被診断者らの供述につき、事件当時から3年ないし4年が経過した後の供述であり、検察官による誘導のおそれも否定できないとして、その信用性が乏しいと主張する。しかしながら、被診断者らが被告人から告知された内容は、そのほとんどが重大な疾患に既に罹患しているか、将来罹患するおそれがあるというものであり、被診断者らは一様に強い精神的ショックを受け、その後間もなく国立がんセンターで受診したり、かかりつけの医師に相談するなどそれぞれ真剣な対応をしているのであって、被告人に告知された内容は、被診断者やその近親者にとって強く記憶に残る出来事であったと認められる。そうすると、事件から3年ないし4年が経過した後、被診断者が当時の被告人の告知内容を明確に記憶していたとしても何ら不自然ではない。また、被診断者らの供述内容に不自然な点はなく、弁護人の反対尋問にも揺らいでいないのであって、その供述の信用性に疑いを差し挟む余地はない。よって、被告人は、各被診断者に対し、判示第2の1ないし8の各犯罪事実記載の文言及び上記1(1)ないし(7)のとおり、病名等を告知したと認められる。

第3 被告人の行為が医行為にあたるか。

1 弁護人は、被告人が眼球虹彩診断に用いた機器は、細隙機能(光源を狭く細くする機能)を有しないものであり、医療機器である細隙灯顕微鏡(スリットランプ)ではないし、被診断者の疾患についての最終判断はアメリカで下しているから、被告人の行為は医行為にあたらないと主張する。

そこで検討するに、被診断者らの証言など関係証拠によれば、被告人は、平成12年1月27日ころから同月31日ころにかけて、前記B1ホテル1140号室において、スリットランプ様機器(以下「本件機器」という。)を用いて、被診断者の目に至近距離から光を当てて虹彩の拡大写真を撮影し、その写真を同機器に接続されたテレビ画面に映し出したり、ビデオコピー機でプリントアウトしたりした上、虹彩の写真を指し示しながら、合計18名の被診断者に対し、現在妊娠しているなどとその身体症状を告知したり、子宮がんなど具体的な疾患に現在罹患している、あるいは将来

罹患する可能性があるなどと告知し、うち16名に対しては、自己が処方する薬を服用するよう勧めたことが認められる。

- 2 以上認定したとおり、被告人は、日本国内において、虹彩等の拡大写真を撮影する機能を有する本件機器を用いて被診断者の目を至近距離から撮影し、虹彩の拡大写真を指し示しながら、被診断者に対し、その身体症状や、現在罹患しているか将来罹患するおそれのある疾患について具体的な病名を告知しているのであって、被告人の上記行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であるといえ、医師法17条にいう医業の内容となる医行為にあると認められる。本件機器が細隙灯顕微鏡(スリットランプ)であるか否かによって、上記結論が左右されるものではない。

第4 眼球虹彩診断によって被診断者の病状等を的確に診断できるか。

- 1 この点、被告人は、当公判廷において、「私は、約20年間、眼球虹彩診断の研究を続けてきており、これまで約2万人の虹彩を見てきた。瞳孔の形や虹彩紋理は、疾患の発生やホメオパシー薬の投与等により明らかに変化する。眼球虹彩診断のみで確定診断を下せる病気があり、それは、肝硬変、胃がん、結腸がん、脳腫瘍、十二指腸潰瘍、子宮筋腫などである。眼球虹彩診断のみによって、特定の臓器の疾患が分かるだけでなく、例えば胃のどの部分にがんがあるかということも分かる。私は、長年の研究や自分の診断経験から眼球虹彩診断が正しいものだと確信している。」旨供述し、弁護人は、被告人の上記供述を前提に、眼球虹彩診断は有用であり、被告人には詐欺の故意が認められないと主張する。
まず、被告人が約2万人の虹彩を見た経験があると述べている点は、その人数についてはにわかに信用しがたいものの、前刑の医師法違反の犯罪事実中に眼球虹彩診断が含まれていること、平成11年2月ころ、A1や信者ら数名に対し、眼球虹彩診断を行っていることなどに照らし、被告人が本件犯行以前にある程度の回数他人の虹彩を観察して診断を行っていたこと自体は認められる。
- 2 問題は、被告人がそれらの診断経験や研究によって確信が得られたという眼球虹彩診断理論の内容である。この点、証人H2は、当公判廷において、「虹彩紋理は生涯不変であり、内臓の疾患等によって変化することはない。また、瞳孔の形状は正円であり、非常に特殊な目の病気以外はその形状が変化することはない。虹彩紋理は、虹彩の表面に凹凸がありメラニン色素が所々に固まったりしてできるものであり、虹彩の特定の箇所に斑点などがあっても、それが内臓の疾患と関係があるということはない。虹彩を見て内臓の疾患や症状などを判断することはできない。私は、海外を含めてこれまで10万人以上の患者の目を診察してきており、長期間継続的に診察してきた患者も多数いるが、内臓の疾患等により虹彩紋理や瞳孔の形状が変化した例は一例もなかった。」旨被告人の供述を否定する供述をしており、他方、証人I2は被告人の供述に沿う供述をしている。
そこで、これらの証言及び被告人供述についてその信用性を検討するが、I2証人は、医師資格を有するものの、これまでは主に麻酔科や外科の診療に携わってきたものであり、眼球虹彩診断については、平成14年4月ころ被告人から教わったのが最初であること、同証人の眼球虹彩診断に関する知識は、そのほとんどが被告人から聞いた話や被告人から入手した文献によって得られたものであること、同証人は、自己の経営する医院の顧問に被告人を迎え、被告人からアドバイスを受けていたこと、同証人は、被告人に対する本件判決の結果が自己の経営する医院の評価にかかわると考えて強い関心を持っていることなどがその証言自体から明らかであり、これらの事情に照らすと、被告人供述と独立して同証言の信用性を評価するのは相当でなく、被告人供述と併せてその信用性を吟味すべきである。
まずH2証言の信用性を検討すると、同証人は、J2大学医学部を卒業後、同大学や海外の大学などで虹彩炎や網膜ぶどう膜炎などについて研究を重ねてきた眼科の専門医であり、虹彩紋理は内臓の疾患等とは関係がないことを虹彩紋理の性質など解剖学的所見を根拠に論理的に説明している上、豊富な臨床経験に基づき、患者が内臓疾患等を発症したことにより虹彩紋理や瞳孔の形状に変化が生じた例は一例も経験がないと断言しているのであって、その証言には高い信用性が認められる。これに対して被告人の公判供述は、本件詐欺の被害者のうち数名に対し、眼球虹彩診断によって診断された症状に適合するはずのホメオパシー薬を投与せず、別のホメオパシー薬を投与していることについて合理的な説明ができていないなど供述内容が不自然である上、捜査段階では、「眼球虹彩診断のみによってはどのような病気をどの程度患っているか確定診断を行えないので、ほかの検査を

受ける必要がある。胃潰瘍や胃炎などはファイバースコープで胃の中を見なければ確認できない。また、例えば子宮のどの部分にがんがあるかなどは眼球虹彩診断のみでは分からないので、精密検査を受ける必要がある。」などと供述していたにもかかわらず、当公判廷では、肝硬変、胃がん、結腸がん、脳腫瘍、十二指腸潰瘍、子宮筋腫など多数の疾患について、眼球虹彩診断のみで確定診断を下すことができ、例えば胃のどの部分にがんがあるかということも分かるなどと供述し、供述の根幹部分を大幅に変遷させているところ、その理由について「言い間違いだっただ。」などと述べるに止まり、何ら合理的理由が説明できていないことなどからして、到底信用できない。被告人供述と同趣旨のI2証言も同様に信用できない。

- 3 そして、信用できるH2証言によれば、虹彩を見て疾患の有無等を判断することはできず、瞳孔の形状が縦長であるとか、「斜め瞳孔」であるとか、虹彩紋理が内臓疾患等によって変化するなどという現象自体が経験上全く認められないのであるから、本件犯行以前にある程度の回数他人の虹彩を観察してきた被告人は、当然そのことを認識しており、自己の提唱する眼球虹彩診断の理論がその根幹部分において客観的事実に反することを認識していたと認められる。
- にもかかわらず、被告人は、講演会において、図面を示したりしながら、過度のストレスを受けると瞳孔が斜め瞳孔になる、高齢者は瞳孔が縦長になる、虹彩に現れる文様の形状、位置等によって身体の中の臓器にどのような疾患が現に生じあるいは将来生じるかを的確に診断できる、ホメオパシー薬を服用すればC型肝炎など難病についても治療及び予防に著しい効果があり、副作用もない、症状がよくなれば虹彩の色素が薄くなっていくなどと説明し、さらに本件詐欺の被害者らに対し、判示のとおり、虹彩の拡大写真を指し示したりしながら、特定の疾患に現在罹患しているか、将来罹患するおそれがある旨告げて、あたかも眼球虹彩診断によって被害者らの病状等が的確に診断できたかのように装ったのであるから、ホメオパシー薬の有効性について検討するまでもなく、被告人には詐欺の故意が優に認められる。

第5 被告人とA1との間の詐欺の共謀の有無について

- 1 A1は、当公判廷において、被告人と本件犯行を共謀した状況等について、概ね以下のとおり供述する。
- A1は、平成11年1月中旬ころ、知人が経営する飲食店で被告人と知り合ったが、当初、被告人は自己の経歴について、K2大学医学部を卒業した日本の医師であり、アメリカ合衆国でも医師資格を取ってアメリカで眼球虹彩診断やホメオパシー薬の研究をしている旨述べていた。
- ところが、被告人は、同年2月になって、実は大学の教授を殴って日本の医師免許を剥奪されたと従前と異なる経歴を述べ、さらに、同じころ、日本の医師免許を剥奪された理由について、治療ミスで乳がんの患者を死亡させたためであると矛盾する説明をした。
- 同年2月、E1神社札幌講社において、2回にわたって被告人による眼球虹彩診断が行われ、A1やその信者ら数名が診断を受けた。その際、A1は、被告人から「肺と肝臓がすでにがんになっている。余命3年だ。」などと告げられ、ホメオパシー薬を処方された。また、同年2月か3月ころ、A1は、被告人と共に眼球虹彩診断及びホメオパシー薬の販売をするために株式会社L2を設立した。
- A1は、被告人に処方されたホメオパシー薬を二、三回服用しただけでその後服用を止め、同年5月末ころ、被告人との交際を絶った。その後、A1は、被告人から宣告された肺がんや肝臓がんについて他の病院で診察を受けることもせず、被告人以外からホメオパシー薬を入手することもしなかった。
- A1は、同年11月下旬ころ、被告人から妻との関係について悩みを相談されたことを契機に被告人との交際を復活させた。A1は、同年12月ころ、被告人から「もう一回復活するチャンスを与えて欲しい。是非講演をしたい。」などと持ちかけられ、それまで被告人に貸し付けていた金の回収もしなければならぬと考え、再び被告人と共に眼球虹彩診断及びホメオパシー薬の販売を行うことにした。A1は、同月中旬ころ渡米し、被告人との間で眼球虹彩診断等の講演会を行う段取りについて打ち合わせ、A1が数十人の聴衆を集めて講演会を開催し、そこで被告人が講師として眼球虹彩診断及びホメオパシー薬の講演を行うこと、講演の日程は平成12年1月末の土曜日と日曜日を挟んで行うこと、講演終了後、診察を希望する者に対し、被告人が1人30分程度、代金7万円で眼球虹彩診断を行い、希望者にはホメオパシー薬を販売すること、投薬代金等はA1が集金し、被告人に外国送金すること、A1は眼球虹彩診断の診断料7万円のうち1万円、ホメオパシー薬の代金の2割を取

得することを決定した。

そこで、A1は、帰国後、講演会場を確保したり、講演会の案内状を信者ら宛てに郵送するなどの準備を進め、本件犯行に至った。

- 2 弁護人は、A1の証言は、A1自身が詐欺の故意を有していたか否かにつき供述内容が曖昧であり、共謀状況についての供述も、自らが犯行を主導したにもかかわらず、その責任を被告人に転嫁しようとするもので、信用できないと主張する。確かにA1の証言は、同人の眼球虹彩診断及びホメオパシー薬の有効性についての認識に関しては、本件犯行前から半信半疑であった旨述べる一方で、「ホメオパシー薬は今でも効く薬だと思っている。」「疑念を抱いたのは平成12年3月ころである。」旨述べるなど甚だ曖昧であるが、その余の供述については供述内容が具体的で格別不自然な点は見当たらず、関係証拠ともよく符合しており、十分信用できる。次に、A1が本件犯行当時、眼球虹彩診断及びホメオパシー薬の有効性について疑念を抱いていたか否かについて検討すると、A1は、被告人が自己の医師資格について説明を二転三転させたことから被告人の話す内容全体に疑念を抱くようになったと認められること、平成11年2月に被告人の眼球虹彩診断を受けた際、肺と肝臓がすでにかんに冒されていて余命3年であると告知されたにもかかわらず、二、三回服用しただけでホメオパシー薬の服用を止め、その後、他の病院で診察を受けた事実もないことなどからすれば、A1は、遅くとも被告人といったん交際を絶った同年5月ころまでには、眼球虹彩診断によっては被診断者の病状等を的確に診断できず、ホメオパシー薬に治療の効果があるか甚だ疑わしいと認識していたと認められる。
- 3 以上から、A1についても詐欺の故意が認められ、A1の証言などを総合すれば、被告人とA1がアメリカで本件講演会や眼球虹彩診断の段取りなどについて話し合った平成11年12月中旬から同月下旬ころ、被告人とA1との間で本件詐欺についての共謀が成立したと認められる。

第6 結論

以上検討したとおり、被告人の行った眼球虹彩診断等は医行為にあたり、被告人は、本件犯行当時、自己の提唱する眼球虹彩診断によっては被診断者の病状等を的確に診断できないことを認識していたにもかかわらず、A1と共謀の上、あたかも眼球虹彩診断によって被診断者の病状等を的確に診断でき、ホメオパシー薬を服用すれば病気の治療及び予防に著しい効果があるように装い、被害者らから投薬代金名下に金員を詐取したのであるから、被告人には医師法違反罪及び詐欺罪が成立する。

(累犯前科)(省略)

(法令の適用)

罰 条

判示第1の行為につき 包括して刑法60条、平成13年法律第87号による改正前の医師法31条1項1号、17条

判示第2の1ないし8の各行為につき

刑法60条、246条1項

刑種の選択

判示第1の罪につき懲役刑を選択

累犯加重

刑法56条1項、57条(それぞれ再犯の加重)

併合罪の処理

刑法45条前段、47条本文、10条(刑及び犯情の最も重い判示第2の7の罪の刑に同法14条の制限内で法定の加重)

未決勾留日数の算入

刑法21条

訴訟費用の不負担

刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

本件は、医師資格を有しない被告人が、E1神社札幌講社の講社長であったA1と共謀して、A1の信者ら合計18名に対していわゆる眼球虹彩診断やホメオパシー薬の投薬などの医業をなした医師法違反の事案と、診断を受けた者やその家族ら11名から投薬代金として合計730万円余りを詐取したという詐欺の事案である。

まず、医師法違反の犯行は、医師資格を有しない被告人が診察行為だけでなく、投薬まで行っているのがあって、被診断者の健康に害悪を及ぼす可能性の高い危険な犯行であり、犯情は甚だ悪質である。

次に詐欺の犯行についてみると、病気の悩みや健康上の不安を抱えていたため、かねてから信奉していたA1に勧められて講演会に参加した信者らに対し、被告人が講演会において、言葉巧みに眼球虹彩診断及びホメオパシー薬の有効性を信じ込ませた

上、個別の診断の際、がんなどの重篤な病気を告知して不安に陥れ、重い病気から助けたいと願う被害者らから多額の金員を詐取したものであり、被害者らのA1に対する信頼を逆手にとり、健康に対する不安につけ込んだ計画的で巧妙、卑劣な犯行である。

被害者らは、将来のために蓄えていた財産の中から多額の金員を詐取されただけでなく、重病を告げられて強い精神的衝撃を受けるなど、その精神的苦痛も軽視できないのであって、本件の結果は重大である。しかるに、被告人は、被害者らに一切被害弁償をしておらず、被害者らは被告人に対する嚴重処罰を希望している。

被告人は、当時、E1神社札幌講社長として多数の信者を抱えていたA1を本件犯行に引き込み、自ら講演会において講演し、各被診断者らの診断を行うなど本件各犯行を主導し、A1より多額の利得を得ているのであって、その刑事責任はA1に比べて格段に重い。

被告人は、本件同様の医師法違反の前科2犯を有し、前刑では実刑判決を受けて服役したにもかかわらず、出所後わずか1年余りで本件各犯行に及んでおり、更生の意欲の欠如は甚だしい。加えて、被告人は、捜査・公判を通じて犯行を否認し、自己の行為の正当性をるる述べて刑事責任を免れようとしているのであって、反省の態度は認められない。

以上によれば、被告人の刑事責任は相当重く、幸い被診断者らの健康に特段の悪影響は生じていないことなど被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、主文の刑は免れないと判断した。

(求刑・懲役6年)

平成16年10月29日

札幌地方裁判所刑事第1部2係

裁判官 中 桐 圭 一